

福山市営渡船運航業務委託仕様書

1 業務名

福山市営渡船運航業務（以下「本業務」という。）

2 委託履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 履行場所

福山市鞆町鞆623番地5及び福山市が指定する場所（鞆町鞆～仙酔島航路）

（1）受注者は、定期航路の運航については、次に示す航路及びダイヤを運航すること。



《新時刻表（福山市営渡船場（鞆町鞆）⇒仙酔島）》

時	分	時	分
7	30	15	10 30 50
8	10 30 50	16	10 30 50
9	10 30 50	17	10 30 50
10	10 30 50	18	10 30 50
11	10 30 50	19	30
12	30 50	20	00
13	10 30 50	21	
14	10 30 50		

《新時刻表（仙酔島⇒鞆）》

時	分	時	分
7	35 55	15	15 35 55
8	15 35 55	16	15 35 55
9	15 35 55	17	15 35 55
10	15 35 55	18	15 35 55
11	15 35 55	19	35
12	35 55	20	05
13	15 35 55	21	
14	15 35 55		

- (2) 受注者は、定期航路の運航に、発注者が所有する船舶「平成いろは丸」（19トン）を使用すること。

船名	平成いろは丸（へいせいいろはまる）
総トン数	19トン
航行区域	平水区域
用途	旅客船
旅客定員	99人
建造年	2009年（平成21年）12月

4 業務内容

(1) 船舶運航業務

- (ア) 受注者は、発注者が運営する一般旅客定期航路事業（以下「定期航路」という。）を、発注者が定める事業計画、船舶運航計画及び安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）に基づき安全に運航すること。
- (イ) 受注者は、定期航路の運航にあたって、海上運送法等の関係法令及び福山市渡船条例、同施行規則を遵守すること
- (ウ) 受注者は、運航管理者（海上運送法施行規則第7条の2第3項に掲げる運航管理者の要件に該当する者）及び、必要に応じて運航管理補助者を定め、発注者の承認を得ること。
- (エ) 受注者は、定期航路の運航にあたって、発注者と常時連絡できる体制を整えること。
- (オ) 受注者は、定期航路の運航に支障が生じないよう必要な人員体制を整備し、委託業務を適正に実施すること。
- (カ) 受注者は、安全確保のため定期航路の運航船舶に、常に船長を含む2人以上の船員を乗船させること。

(2) 運航に伴う管理業務

- (ア) 受注者は、定期航路の運航にあたり、次のことを履行し、その費用を負担すること。
- ① 船員の雇用、配乗、教育及び研修
 - ② 年1回以上訓練の実施（重大事故、津波避難、情報伝達等）
 - ③ 「平成いろは丸」及び予備船舶の燃料潤滑油の補給
 - ④ 「平成いろは丸」及び予備船舶の保管及びメンテナンス（部品取替え、修繕を含む）
 - ⑤ 「平成いろは丸」の中間検査及び合ドックの実施（部品取替え、修繕、船底塗装を含む）
 - ⑥ 係船設備における日常の保守点検及び各種点検の実施
 - ⑦ 市営渡船場の管理（待合所・トイレ・施設周辺の清掃を含む）
 - ⑧ 渡船管理事務所内設備の維持管理（光熱水費等維持費を含む）
 - ⑨ 仙酔島待合所の管理
 - ⑩ 乗船券、手荷物小荷物券（以下「乗船券等」という。）の販売
 - ⑪ 乗船券等の自動券売機の管理
 - ⑫ 業務委託に関する備品及び消耗品の調達
 - ⑬ 業務委託に関する事務処理

⑭ その他、発注者の運航管理に属さないもの

- (イ) 受注者は、「平成いろは丸」の中間検査、合ドック、修繕を行うとき又は、定期航路の運航に予備の船舶を使用するときは、事前に発注者と協議すること。
- (ウ) 受注者は、雁木に対応可能な予備の船舶（旅客50名程度乗船可能な規模の船舶）を必要なときに運航できるよう、常時確保しておくこと。その費用は受注者の負担とすること。
- (エ) 受注者は、予備の船舶について、船主責任保険を含む船舶の運航に関する保険及びその他業務上発生しうる事故に対応する損害賠償責任保険へ加入すること。その費用は受注者の負担とすること。
- (オ) 委託内容に含める経費については、次の経費をはじめ、業務内容から想定される経費について、見込むものとする。
- ① 燃料費
 - ② 船舶（平成いろは丸）に係る法廷検査料並びに日常の保守点検及び管理費
 - ③ 船舶（平成いろは丸）修繕費
 - ④ 施設清掃費
 - ⑤ 消耗品費（事務作業に要する消耗品）
 - ⑥ 人件費
 - ⑦ 予備船借上料
- (カ) 受注者は、利用客の立場に立った接遇を行うとともに轄地域の観光案内等のサービスに努めること。
- (キ) 受注者は、身だしなみに留意するとともに、業務場所の美化に努めること。
- (ク) 仙酔島の事業に伴う利用者等への周知に協力すること。

(3) 緊急対応

- (ア) 事故が発生した場合には、福山市営渡船運航業務緊急連絡表に基づき、関係機関へ速やかに通報するとともに、負傷者の救護及び二次被害防止のための必要な措置を講じること。
- (イ) 受注者は、「特別警報」及び「気象に関する警報」等発令時及び地震又は津波警報等による緊急時（夜間等運航時間外を含む。）に、即応できるよう危機管理体制を整えること。併せて、運航の可否について、判断し、発注者に連絡すること。
- (ウ) 受注者は、不測の事態等に対して、迅速かつ綿密な対応をしなければならない。
- (エ) 受注者は、福山地区消防組合等から火災等緊急時（夜間等運航時間外を含む。）において、緊急出動する消防隊員等を搬送するための運航を要請されたときは、積極的に協力すること。

(4) 収入及び報告書の作成

- (ア) 受注者は、乗船券等販売収入を福山市会計規則に従い、発注者に適正に納付すること。
- (イ) 受注者は、乗船者数及び手荷物小荷物券数を報告すること。
- (ウ) 受注者は、関係法令及び発注者の指示に基づく必要書類を作成し、5年間保管すること。

なお、各種報告書は次のとおりとする。

- ① 業務報告書（様式任意） 毎月発注者に提出
- ② 運航日誌（発注者様式） 毎月発注者に提出
- ③ 乗船人員記録簿（発注者様式） 毎月発注者に提出
- ④ 船内巡視票（発注者様式）
- ⑤ 発航前点検表（発注者様式）
- ⑥ 発航前検査記録簿（発注者様式）
- ⑦ 事故報告書及びヒヤリハット報告書（発注者様式） 随時提出
- ⑧ 渡船場配電盤メーター報告書（発注者様式） 毎月発注者に提出
- ⑨ 渡船券売上日誌（発注者様式） 毎月発注者に提出
- ⑩ 現金回収調書（発注者様式）
- ⑪ 領収証（発注者様式）
- ⑫ その他発注者が必要と定めるもの。

（エ）各種報告書は、毎月5日までに受注者へ提出すること。

（5）委託料の支払い

業務委託料の支払いは、各種報告書の提出に基づき、検査後毎月15日（支払日が休日の場合は、前営業日）までに支払うものとする。

（6）その他

仕様書に定めのない事項については、受注者は、発注者と協議によって取り決めるものとする。